

甲南大学体育会活動における安全・安心マニュアル

令和7年3月19日
学生生活支援センター運営委員会承認

1. 本マニュアルの位置付け

本マニュアルは、本学における体育会活動の安全を確保するために、「平常時の対応」、「事故発生時の対応」及び「事故発生後の対応」に必要な事項を記載したものである。

2. 適用範囲

本マニュアルは、本学の体育会に所属する全ての団体に適用する。また、本マニュアルは、これら体育会団体に所属する全ての者に活用されることを想定している。

3. 体制

体育会活動の安全確保に万全を期すために、本学に以下の者を置く。

a. 体育会団体リスク管理責任者

体育会団体のリスク管理全般に責任を有する者として体育会団体リスク管理責任者を置く。本学の学生生活支援センター所長を体育会団体リスク管理責任者とする。

b. 体育会団体事故対応代表者

各体育会団体に、各体育会団体の活動中に発生した事故に対応するための責任者として体育会団体事故対応代表者を置く。各体育会団体の主将を体育会団体事故対応代表者とする。

c. 体育会団体事故対応担当者

各体育会団体に、各体育会団体の活動中に事故が発生した際に体育会団体事故対応責任者の指示を受けて適切な事故対応を行う体育会団体事故対応担当者を置く。各体育会団体の主務を体育会団体事故対応担当者とする。

4. 心構え

体育会団体所属学生を始め体育会活動に関わる全ての者は、体育会活動が安全に遂行されるよう日頃から必要な事前の対応を施すとともに、万一事故が発生した場合、冷静かつ迅速に対応し、事故の影響を最小限に留めるよう務め、再発防止に万全を期すものとする。

5. 平常時の対応

事前の事故予防活動として以下の対応を実施する。

a. リスクの洗出し

- i. 体育会団体リスク管理責任者は、毎年1回、体育会活動中に発生する可能性のある事故とそれらの顕在化を防ぐための確認事項等を取りまとめた[別紙1「事故のリスク一覧」](#)の内容を実状に合わせて適宜更新する。

- b. 施設等の点検・改善
 - i. 体育会団体リスク管理責任者は、毎年1回、管財部及びスポーツ・健康科学教育研究センターと連携し、[別紙2「施設安全のチェックシート」](#)を用いて施設、設備、用具を点検し、改善の必要な施設等を特定する。
- c. 施設等の改善要望への対応
 - i. 体育会団体は、施設・設備・用具の破損、危険性を発見した場合には、[別紙3「施設修繕依頼」](#)を用いてその状況を体育会団体リスク管理責任者に報告し、改善要望を行う。
 - ii. 体育会団体リスク管理責任者は、前項により受領した[別紙3「施設修繕依頼」](#)をとりまとめて管財部及びスポーツ・健康科学教育研究センターに報告の上、想定されるリスクに応じた対応の優先順位付け（又は施設・設備・用具の使用禁止の判断）についての検討を依頼する。なお、緊急を要する場合には、速やかに管財部及びスポーツ・健康科学教育研究センターに報告し、その対応を依頼する。
- d. 保険加入の推奨
 - i. 体育会団体リスク管理責任者は、毎年5月に、各体育会団体所属の学生及び指導者の保険加入状況（加入の有無及び加入保険の補償範囲）を確認するとともに、[別紙4「保険加入の推奨について」](#)を用いて、体育会団体に必要な保険への加入を推奨する。
- e. 研修の実施
 - i. 体育会団体リスク管理責任者は、毎年課外活動安全講習会の際、一般社団法人大学スポーツ協会（以下、「UNIVAS」という。）が開催する安全管理に関するセミナーのアーカイブ動画視聴会を学内で実施する。
 - ii. 体育会団体リスク管理責任者は、動画視聴会にて、[別紙1「事故のリスク一覧」](#)を用いて、運動部活動中に発生し得る事故の内容と、それらの事故の発生を防ぐためのチェックポイントを参加者と共に検討、確認し、参加者の安全管理意識の向上を図る。
 - iii. 各体育会団体の主務（体育会団体事故対応担当者）並びに主将（体育会団体事故対応代表者）は、毎年、前項の課外活動安全講習会に参加しなければならない。参加できない場合は、代理が出席しなければならない。
 - iv. 体育会団体リスク管理責任者は、第1項の動画視聴会に参加した者の一覧を作成し、保管する。
 - v. 特段の事由により、課外活動安全講習会に参加できない対象者がいた場合には、体育会団体リスク管理責任者は、別途UNIVASが開催する安全安心セミナーのオンライン研修への参加を代替措置として案内し、当該対象者が動画視聴できるように取り計らう。
- f. 事故情報・事故事例の共有
 - i. 体育会団体リスク管理責任者は、毎年大学が開催する課外活動安全講習会又は主務会議の際、前年度において各体育会の活動中に発生した事故の情報と、可能な範囲で競技団体から収集した事故の情報の一覧を取りまとめ、各体育会団体の体育会団体事故対応代表者及び体育会団体事故対応担当者並びに保健室及び管財部、スポーツ・健康科学教育研究センターに共有する。
 - ii. 体育会団体事故対応担当者は、体育会主務会議にて、前項により共有された一覧を用いて全体育会団体員の安全管理意識の向上を図る。

6. 事故発生後の初動対応

体育会の活動中に怪我人が発生した場合、体育会団体事故対応代表者及び体育会団体事故対応担当者が中心となり（体育会団体事故対応代表者及び体育会団体事故対応担当者が、怪我人が発生した現場にいない場合には、現場にいる者で協力して）、怪我のレベルに応じて以下の初動対応を行う。

a. 怪我のレベルに応じた初動対応の実施

※別紙8 緊急を要する傷病者発生時の対応フロー参照のこと

【重要連絡先一覧^{*9}】

連絡先	名前	電話番号
(体育会団体内)	-	-
監督	※連絡先を各クラブ部内にて共有しておいてください。	
コーチ		
トレーナー		
(学内連絡先 担当課)		
体育会団体リスク管理責任者	学生生活支援センター	078-435-2321
防災センター		078-435-2778
六甲アイランド守衛室		078-857-1602
保健室		078-435-2703

救急相談センター #7119

(救急車を呼ぶべきか迷ったりしたときに相談する公的な相談窓口)

医療機関名	所在地	電話番号
甲南医療センター	神戸市東灘区鴨子ヶ原1-5-16	078-851-2161
堀本医院 (循環器内科・外科・呼吸器内科)	神戸市東灘区岡本4-4-23	078-411-6991
村田医院 (外科・皮膚科)	神戸市東灘区岡本3-12-12	078-453-3377
東神戸病院	神戸市東灘区住吉本町1-24-13	078-841-5731
六甲アイランド甲南病院	神戸市東灘区向洋町中2-11	078-858-1111
宮川接骨院	神戸市東灘区向洋町中5-15-205	078-858-4010 【怪我の予防・治療に対応】
あんしんクリニック住吉 (整形外科・リハビリテーション科)	神戸市東灘区住吉本町1-1-2 JR住吉駅NKビル1F	078-851-5151 予約センター0120-554-897 【治療 (診察・手術) ・リハビリに対応】
あんしんクリニック西宮 (整形外科・リハビリテーション科)	西宮市深津町7-21 阪急西宮ガーデンズ別館1F	0798-63-5353 予約センター0120-93-1511 【治療 (診察・手術) ・リハビリに対応】
生田整形外科クリニック	神戸市東灘区御影中町1-16-20 ポラリス御影4F	078-858-8870
西宮協立脳神経外科病院	西宮市今津山中町11-1	0798-33-2211
笹生病院	西宮市弓場町5-37	0798-22-3535
北須磨病院	神戸市須磨区東白川台1-1-1	078-743-6666

b. 事故情報の報告

- i. 体育会団体事故対応代表者及び体育会団体事故対応担当者（体育会団体事故対応代表者及び体育会事故対応担当者がいない場合には、怪我人が発生した現場にいる者）は、レベル2、3と判断した場合には、怪我人の身体の安全確保（手当・処置、119番通報、病院連絡・準備、緊急手当て）を行った後、[別紙5「事故発生報告書」](#)を用いて速やかに体育会団体リスク管理責任者に状況を報告する。
- ii. 前項の報告を受けた体育会団体リスク管理責任者は、体育会団体事故対応代表者及び体育会団体事故対応担当者と協力して事故対応を行う。
- iii. 体育会団体リスク管理責任者は、必要に応じて、別紙5「事故発生報告書」を用いてスポーツ・健康科学教育研究センター及び管財部に事故対応状況を共有する。
- iv. 体育会団体リスク管理責任者は、別紙5「事故発生報告書」を適切に保管する。

7. 初動対応後の対応

発生した事故への初動対応が完了した後に、以下の対応を実施する。

a. 原因究明・再発防止

- i. 体育会団体事故対応代表者は、項目6aに示すレベル2及び3の事故が発生した場合には、当該事故の初動対応が完了した後に、遅滞なく当該事故が発生した原因を特定するとともに、再発させないための防止策を検討し、その結果を[別紙6「事故原因究明・再発防止策検討シート」](#)にとりまとめ、体育会団体リスク管理責任者に提出する。
- ii. 前項の検討シートを受領した体育会団体リスク管理責任者は、その内容を確認し、記載漏れなどがある場合には再提出を求め、記載内容が適切と判断した場合には、その旨を体育会団体事故対応代表者に回答し、再発防止の徹底を指示する。
- iii. 前項の回答を受領した体育会団体事故対応代表者は、所属部員に再発防止策を周知し、その徹底を指示する。
- iv. 体育会団体リスク管理責任者は、事故の発生原因が施設に起因するものであった場合には、[別紙3「施設修繕依頼」](#)を作成し、管財部又はスポーツ・健康科学教育研究センターに提出する。

8. ハラスメントの防止

ハラスメントの防止活動として以下の対応を実施する。

a. ハラスメント研修の実施

- i. 体育会団体リスク管理責任者は、毎年課外活動安全講習会の際に、UNIVASが開催する、ハラスメントに関するコンプライアンス研修のアーカイブ動画視聴会を学内で実施する。
- ii. 各体育会団体の主務（体育会団体事故対応担当者）並びに主将（体育会団体事故対応代表者）は、毎年、前項の動画視聴会に参加しなければならない。
- iii. 体育会団体リスク管理責任者は、第1項の動画視聴会に参加した者の一覧を作成し、保管する。

iv. 特段の事由により、動画視聴会に参加できない対象者がいた場合には、体育会団体リスク管理責任者は、別途動画視聴会を開催するなどし、当該対象者が動画視聴できるよう取り計らう。

b. ハラスメントに関する相談窓口の周知

i. 体育会団体リスク管理責任者は、前項の動画視聴会において、学内に設置されたハラスメントに関する相談窓口を周知する。また、学外に設置された相談窓口として、[別紙7「UNIVAS相談窓口のご案内」](#)を用いてUNIVAS相談窓口及び本学ホームページの「キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」を紹介する。

9. 本マニュアルの閲覧環境の整備

体育会団体リスク管理責任者は、体育会団体に所属する指導者及び学生を始めとする体育会活動に関わる全ての者が本マニュアルをいつでも閲覧できるよう、本学のホームページ上に本マニュアルの最新版を掲載する。

10. 本マニュアルの改廃

本マニュアルの改廃は、学生生活支援センター運営委員会の決裁をもって行う。

このマニュアルは、令和7年4月1日から施行する。